

鳥取県建築士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務等を知事が指定する者に行わせる場合の指定の手續等並びに建築士事務所の登録の実施に関する事務等を知事が指定する者に行わせる場合の規定を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 指定登録機関の指定等

ア 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに2級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「2級建築士等登録事務」という。)を知事が指定する者に行わせる場合の指定の手續を定める。

イ 2級建築士等登録事務を知事が指定する者に行わせる場合における規定の適用及び当該2級建築士等登録事務に係る事務手續について定める。

(2) 建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務を知事が指定する者に行わせる場合における規定の適用並びに当該事務に係る事務手續について定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。